危機管理指針に基づく教職員、非常勤講師、学生以外の学内立ち入りについて（2022 年 4 月 1 日時点）

新型コロナウイルス感染症対策会議

学外の方の大学への訪問については、次の基準を目安にご判断ください。基準にある（）の数字は、そのレベルの範囲内で適用されるとお考え下さい。
判断に迷うものに関しては、新型コロナウイルス感染症対策会議にお問い合わせください。

◎必須要件：業者、来訪者について、マスク着用、体温 37.5 度以下（発熱がない）、風邪症状がないこと。
アルコールによる手指消毒を行うこと。
業者、来訪者は必ず受付にて入館時間と記名を行う。退館時間も記録する。
面会した場合は、場所と座席について記録し、関係者に新型コロナウイルスの陽性者が発生したときはすぐに提供できるようにしておく。

◆電話、Zoom 等のテレビ会議システムやメール等の利用ができる場合は、その利用を最優先する。（2～4）
◆必要不可欠な保守作業等の業者については、作業上必要な場所への立ち入り可能。（1～3）
緊急性がある業者については、作業場必要な場所への立ち入り可能（4）
作業の延期ができるものは検討。（4）
◆本学への配達等に関する郵便、運送業者については、玄関までの立ち入り可能。（1～4）
◆自動販売機や購買、図書館、実験・実習室等への配達など現地まで行く必要のあるものは現地までの立ち入り可能。（1～4）
家具等、設置作業が必要なものについては、できるだけ短時間で作業のみ行う。（1～3）
急を要しないものについては後日配送をお願いする。（4）
◆事前に約束のある業者、来訪者は、換気ができ、2mの距離を取れる場所にて面会する。もしくは、パーテーションを設置して面会する。（1～3）
◆面会する人数は感染対策が取れる範囲で最小限にする。（1～3）
◆面会時間は、できるだけ短時間とする。（1～3）
マスクをした状態で 2m以上の距離が保てる場合は、30 分間隔で窓を開けて換気をする。（1～3）
マスクをした状態で2m以上の距離が取れない場合は 15 分以内。（1～3）
パーテーションの高さが頭頂より低い、幅が十分でないと思われる場合は 15 分以内。（1～3）

◆予約のない業者、来訪者は原則お帰りいただくか、面会の予約をしていただく。（2～4）

【参考1】危機管理指針の「学外者」について
レベル1：感染拡大に最大限の配慮をして、学外者の訪問に対応。
レベル 2：本学関係者以外について、不要不急の訪問を自粛するよう要請。
対面が必要な場合は、感染拡大に最大限の配慮をして、最少人数、できる範囲で短時間とする。
レベル3：本学関係者以外について、不要不急の訪問を自粛するよう要請。
レベル4：原則として、本学が認めた者以外の立入を禁止する。
レベル5：立入を全面禁止とする。

【参考 2】保健所により濃厚接触者（一定期間の健康観察）、PCR 検査必要と特定された条件
（今までの経験から。その時の条件・環境や保健所担当者によって判断が変わります。）
・接触者の特定は、陽性者が発症した 2 日前から調査する。
・換気が十分でない場合は、2m以上離れていても PCR 検査の対象になる場合がある（ゼミ室など）。
・発話があれば 15 分以上2m以内にいたものについては、濃厚接触者となる（グループディスカッションなど）。